

| 分類 | 主な意見の概要 | 事業者の見解 |
|---------------------|---|--|
| 環境保全 措置 (つづき) | <ul style="list-style-type: none"> ・重要な種については、「移植」とされていますが、移植先の生態系の破壊になる可能性が強いと考えられる。一部の改変・動植物の一部の移動・移植といっても、それが次々と影響を及ぼすものだ。 ・当該地域には多種多様な貴重種の生息が確認されていますが、空港建設工事によって、その多くが消滅してしまうこととなります。一部を移動・移植して保全するという案は、実現の可能性も不確かで、また、移動・移植先の生態系への影響も十分には考えられていません。 ・環境保全措置の項で、「効果の検証が困難」であるにも関わらず、「環境に与える影響の回避・低減は図られているものと評価した」と結論付けているが、非科学的。移植先の在来の植物群の生息環境に対する保全策がない。 ・動植物の移植は可能であり種の存続をはかることができる」と結論づけているが、移植策はすべて推測的予想であり仮設であり、実験によって確かめられた検証結果ではない。 ・移動・移植実験をしてその結果を明らかにしてから移動や移植という代償措置を採用すべき。 ・絶滅危惧種について、移動させれば大丈夫と短絡的で根拠に乏しい。 ・移動・移植は環境保全に反する。 ・動植物の移動、移植による保全は根拠がない。 ・移動・移植で生息するとは考えられない。生物は環境が最も大切であり保全・保存すべき。 ・豊かな自然を潰し、巨額の税金を使い成功しないかもしれない貴重種を移動移植する必要は全く無い。 ・生物を強制移住させて事足りるという単純なものではない。 ・貴重な動植物を移動・移植するのと、人の引っ越しと同じと考えているのは驚き。 ・貴重種はその生息地の特殊性により位置づけられ、単純に移動・移植によって保全・継続性が保たれるとは思わない。 ・移動・移植保全すればよいなどというそんな安易な方法で問題が解決するとは到底思えない。 ・事業の前に前例も調べて調査が必要です。 | (前頁から続く) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ハナサキガエル類の保全対策は、オオハナサキガエルに対し、移植もしくはビオトープの創出によって保全できるとしている。しかし、一方で、準備書には具体的な移植先やビオトープの詳細計画については何も記述されず、環境保全措置の記述の中では、この方法に対する効果は不確実性が高く検証困難(記号△)とされている。このような、あいまいな調査結果や確実性の乏しい保全策で、オオハナサキガエルをはじめとする希少カエル類の生息環境の永続的保全が図れるとすることは、科学的な根拠がない。 ・ビオトープ等、代償措置は最終的に考えるべき方法である。ビオトープの創出に関する実験を行い、確実にその効果が発揮されることが分かるまでは事業を行うべきではない。 ・自然状態の水系を模倣することは不可能である。 ・自然状態の小水系における溶存酸素量の調査は行われていないのではないか。水温、気温もあわせて年間の調査結果を出すべき。人工ビオトープの水温、近傍の気温、溶存酸素量の年間を通しての結果と比較する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハナサキガエル類の環境保全措置の方法・内容、移植先については準備書p7-5、p7-42、43に記載しています。 ・ゴルフ場内のハナサキガエル類の生息地は、人工的に下流側にある井戸からくみ上げた地下水を、上流側の池を経由して流下させているものですが、準備書p7-42、p6-12-92～135に示す水温、気温、溶存酸素量等の生息環境の詳細な調査結果に基づき、移植先の生息環境の創出を行ってまいります。 ・なお、移植の手法についてはモニタリング委員会で、個体群の存続が図れるよう具体的な計画について検討を行います。 |